

## 第九章 委員会及び調査会

### 第一節 委員

一一〇 議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超える常任委員となることはできない

議員は、少なくとも一個の常任委員となるが、同時に二個を超える常任委員となることはできない。常任委員には、内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境（以上を第一種委員という）、国家基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営、懲罰（以上を第二種委員という）の各委員があり、議員は、第一種委員のうちいずれか一個の常任委員に選任される。二個の常任委員となる場合は、その一個は、国会法第四十二条第三項により兼ねる場合を除き、第二種委員のうちいずれかに限られる。

参照 一一三号、一二九号

## 一二二 常任委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に

### 割り当て、これに基づき議長が指名する

常任委員は、第一種及び第二種の各委員につき、それぞれ通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在の各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てるが、議院運営委員については、所属議員十人以上の会派にのみ割り当てるのを例とする。

議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を常任委員に指名するが、会派から申出がなかったため第二種委員の一部（懲罰委員一人）を指名しなかったことがある。

なお、会派に属しない議員には、第一種委員のみを割り当て、指名する。

（注）第十五回国会閉会後の参議院緊急集会昭和二十八年三月二十日の議院運営委員会において、議院運営委員は今後所属議員十人以上の会派に割り当てる旨の決定があった。

参照 一一四号、一二八号、一二九号

## 一二二 常任委員等の各会派割当数の変更に関する例

各会派の所属議員数の異動、会派の解散又は結成により、常任委員等の各会派割当数に不均衡が生じた場合は、第八十六回国会閉会後昭和五十三年十二月二十一日議院運営委員会理事会における次の決定に基づき、割当数の変更を行うのを例とする。

### 常任委員等の割当変更の基準に関する件

常任委員等の各会派への割当配分は、通常選挙後初めて召集される国会の冒頭において行うが、その後の会派又は議員の異動により、これを変更する場合は次の基準により行うものとする。

#### 一、割当変更を行う時期

- (1) 常会の冒頭においては、割当再計算を行い、割当数に変動のある場合は調整を行う。
- (2) その他の国会の冒頭においても、割当再計算を行い、割当数に変動のある場合は原則として調整を行う。ただし、合意により部分的な調整にとどめ、又は次の常会まで持ち越すこともできる。

- (3) 会期の途中においては、原則として割当調整は行わない。ただし、会派の結成、解散等により会派所属議員数に変動があり必要な場合には、割当再計算を行い、調整を行う。

二、割当変更の際の調整方法

白紙に戻しての全面的な割当替えは、やむを得ない場合のほかは行わず、割当数値に変動のある範囲内で行う。

なお、各会派の割当数を変更したときは、委員の辞任及び補欠選任の手續により従前の割当数との差を調整する。

参照 一一四号、一二八号、一二九号

一一三三 国会法第四十二条第三項の規定により常任委員を兼ねる

場合の取扱いに関する例

議長、副議長、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官である議員が割り当てられた第一種の常任委員を辞任したときは（以下この議員を「第一種委員を辞任した議員」という）、その者が属する会派の他の議員がその委員を兼ねることができる。この場合、議員は同時に二個を超える常任委員となることができないため、その委員を兼ねようとする議員が他に第二種の常任委員を兼ねているときは、これを辞任することを要する。

第一種委員を辞任した議員が任期満了その他の事由により議員でなくなったときは、その委員を兼ねている議員は、兼ねている委員の地位を失う。また第一種委員を辞任した議員が第一種委員を辞任する事由がなくなつたときは、その委員を兼ねている議員は、兼ねている委員を辞任し、第一種委員を辞任した議員が再びその委員に選任される。

参照 一二〇号、一二九号

## 一二四 通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に

当たらなかつた議員は常任委員を辞任し、改めて全常任

委員の選任を行うのを例とする

通常選挙後初めて召集される国会において常任委員を選任するときは、あらかじめ全常任委員を各会派に割り当てた後、議長は、まず改選期に当たらなかつた議員の常任委員辞任を許可し、議院の会議において、各会派の申出に基づき全常任委員の指名を行うのを例とする。ただし、第三十二回国会、第六十七回国会、第七十五回国会及び第八十四回国会においては、あらかじめ全常任委員を各会派に割り当てたが、改選期に当たらなかつた議員が常任委員を辞任しなかつたため、議院の会議に

において、議長は、新たに当選した議員を各会派の申出に基づき、任期満了により欠けていた常任委員に指名した。

(注) 第二回通常選挙後の昭和二十五年七月十一日(第八回国会召集日の前日)の議院運営委員会において、改選期に当たらなかつた議員の常任委員辞任については、辞任願提出の手續を省略する旨の決定があつた。

参照 七七号

## 一二五 補欠選挙等に当選した議員の常任委員の選任は、その議員が初めて議席に着いた際に行うのを例とする

補欠選挙等に当選した議員の常任委員の選任は、その議員が初めて議席に着いた際、議長がその議員を議院に紹介した後、行うのを例とする。

なお、閉会中に補欠選挙等に当選した議員の常任委員の選任は、従来次の国会の会期の始めに行うのを例としていたが、第二十六回国会閉会以後は、閉会中に行うのを例とする。

ただし、開会中に補欠選挙等により新たに議員が当選した後、速やかに議院の会議が開かれないうちに、その議員が初めて議席に着く前に議長がその議員の常任委員の選任を行ったことがある。

## 一二六 国会法等の改正により常任委員会の種類等が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員の選任を行う

国会法及び本院規則の改正により常任委員会の種類及び委員数が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員の選任を行う。その例は次のとおりである。

### (一) 全常任委員を選任した例

第三回国会 昭和二十三年十月十一日(召集日) 国会法及び本院規則の改正により、二十一委員会・事項別・委員総数四百九十五人が、二十一委員会・各省別・委員総数三百七十人に再編されたので、翌十二日の会議において、議長松平恒雄君は、改めて全常任委員を指名した。

第二十二回国会 昭和三十年三月十八日(召集日) 国会法及び本院規則の改正により、二十二委員会・各省別・委員総数三百七十人が、十六委員会・事項別・委員総数三百六十人に再編されたので、同月二十三日の会議において、議長河井彌八君は、改めて全常任委員を指名した。

第百五十一回国会 平成十三年一月三十一日（召集日）国会法及び本院規則の改正により、十八委員会・事項別・委員総数四百十二人が、十七委員会・各省別・委員総数四百十二人に再編されたので、同日の会議において、議長井上裕君は、改めて全常任委員を指名した。

(二) 一部の常任委員を選任した例

第六回国会 昭和二十四年十月二十六日国会法及び本院規則の改正により、商工委員会（二十人）が通商産業委員会（二十人）に、通信委員会（十五人）が郵政委員会（十人）及び電気通信委員会（十人）に改められるとともに、人事委員会の委員数十五人が十三人に、経済安定委員会の委員数十五人が十二人にそれぞれ改められたので、同日の会議において、議長松平恒雄君は、通商産業委員、郵政委員及び電気通信委員を指名した（議長は指名に先立ち、人事委員一人（他に欠員一人）があった、経済安定委員三人の辞任を許可した）。

第十三回国会 昭和二十六年十二月十五日本院規則の改正により、人事委員会の委員数十三人が十人に、外務委員会の委員数十人が十五人に、経済安定委員会の委員数十二人が十人にそれぞれ改められたので、議長佐藤尚武君は、同日会議散会后外務委員四人を補充指名し、これを同日付の参議院公報に掲載し、さらに昭和二十七年一月十八日同委員一人を補充指名し、これを同月二十一日付の参議院公報に掲載した（議長は指名に先立ち、人事委員三人の辞任を許可した。なお、経済安定委



員は欠員が二人あった。

第六十四回国会 昭和四十五年十一月二十四日（召集日）本院規則の改正により、社会労働委員会（二十人）及び商工委員会（二十人）の委員数がいずれも二十一人に改められたので、同日の会議において、議長重宗雄三君は、新たに当選した議員二人を社会労働委員と商工委員にそれぞれ補充指名した（沖縄住民の国政参加特別措置法（昭和四十五年法律第四十九号）により、本院議員の定数が二百五十二人に改められ、昭和四十五年十一月十五日沖縄において、議員二人の選挙が行われた）。

第二百一十一回国会 平成三年八月五日（召集日）国会法及び本院規則の改正により、社会労働委員会（二十一人）が厚生委員会（十九人）及び労働委員会（十九人）に改められるとともに、内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、文教委員会、運輸委員会、通信委員会、建設委員会の委員数二十人が十九人に、大蔵委員会の委員数二十五人が二十二人に、農林水産委員会の委員数二十五人が二十一人に、商工委員会の委員数二十一人が十九人にそれぞれ改められたので、同日の会議において、議長土屋義彦君は、厚生委員及び労働委員を指名した（議長は指名に先立ち、内閣委員、地方行政委員、法務委員、外務委員、文教委員、運輸委員、通信委員、建設委員各一人、大蔵委員三人、農林水産委員四人、商工委員二人の辞任を許可した）。

第四百四十二回国会 平成十年一月十二日（召集日）国会法及び本院規則の改正により、内閣委員会

(十九人)、地方行政委員会(十九人)、法務委員会(十九人)、外務委員会(十九人)、大蔵委員会(十二人)、文教委員会(十九人)、厚生委員会(十九人)、農林水産委員会(二十一人)、商工委員会(十九人)、運輸委員会(十九人)、通信委員会(十九人)、労働委員会(十九人)及び建設委員会(十九人)が総務委員会(二十一人)、法務委員会(二十一人)、地方行政・警察委員会(二十一人)、外交・防衛委員会(二十一人)、財政・金融委員会(二十一人)、文教・科学委員会(二十一人)、国民福祉委員会(二十一人)、労働・社会政策委員会(二十一人)、農林水産委員会(二十一人)、経済・産業委員会(二十一人)、交通・情報通信委員会(二十一人)及び国土・環境委員会(二十一人)に再編されるとともに、行政監視委員会(三十人)が新設されたので、同日の会議において、議長斎藤十朗君は、総務委員、法務委員、地方行政・警察委員、外交・防衛委員、財政・金融委員、文教・科学委員、国民福祉委員、労働・社会政策委員、農林水産委員、経済・産業委員、交通・情報通信委員、国土・環境委員及び行政監視委員を指名した。

第四百四十七回国会 平成十二年一月二十日(召集日)国会法及び本院規則の改正により、国家基本政策委員会(二十人)が新設されたので、同日の会議において、議長斎藤十朗君は、同委員を指名した。

また、本院規則の改正により、通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召

集される国会の召集の日から常任委員会の委員数が改められたときに、改選期に当たらなかった議員の常任委員辞任を許可した後、全常任委員の選任を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第百五十二回国会（第十九回通常選挙後） 平成十三年八月七日（召集日）本院規則の改正により、法務委員会、外交防衛委員会、文科学委員会、農林水産委員会及び経済産業委員会の委員数二十二人が二十一人にそれぞれ改められた。同日議長井上裕君は、改選期に当たらなかった議員の常任委員辞任を許可した後、議院の会議において、全常任委員を指名した。

第百六十回国会（第二十回通常選挙後） 平成十六年七月三十日（召集日）本院規則の改正により、内閣委員会、法務委員会、文科学委員会、農林水産委員会及び環境委員会の委員数二十一人が二十人にそれぞれ改められた。同日議長扇千景君は、改選期に当たらなかった議員の常任委員辞任を許可した後、議院の会議において、全常任委員を指名した。

第百九十九回国会（第二十五回通常選挙後） 令和元年八月一日（召集日）本院規則の改正により、内閣委員会、法務委員会、農林水産委員会の委員数二十人が二十一人に、行政監視委員会の委員数三十人が三十五人にそれぞれ改められた。同日議長山東昭子君は、改選期に当たらなかった議員の常任委員辞任を許可した後、議院の会議において、全常任委員を指名した。

参照 八〇号、一二四号、一二九号

## 一二七 特別委員及び調査会委員は、委員会及び調査会設置の議決の際、議長が指名するのを例とする

特別委員及び調査会委員は、委員会及び調査会設置の議決をした際、議長がこれを指名するのを例とする。ただし、会議の休憩後若しくは散会后又は後日指名したことがある。その主な例は次のとおりである。

第三十三回国会 昭和三十四年十月二十六日の会議において、風水害対策特別委員会を設置することを議決し、同月二十八日の会議において、議長松野鶴平君は、特別委員を指名した。

第五十五回国会 昭和四十二年二月十七日の会議において、災害対策特別委員会、石炭対策特別委員会、産業公害及び交通対策特別委員会、物価等対策特別委員会、公職選挙法改正に関する特別委員会、沖縄問題等に関する特別委員会を設置することを議決し、翌十八日議長重宗雄三君は、特別委員を指名し、これを同日付の参議院公報に掲載した。

第九十三回国会 昭和五十五年十月三日の会議において、災害対策特別委員会、物価等対策特別委員会、公職選挙法改正に関する特別委員会、科学技術振興対策特別委員会、航空機輸入に関する調査特別委員会、公害及び交通安全対策特別委員会、エネルギー対策特別委員会、安全保障及び

沖繩・北方問題に関する特別委員会を設置することを議決し、同日会議散会后議長徳永正利君は、特別委員を指名し、これを同日付の参議院公報に掲載した。

第百八十四回国会 平成二十五年八月七日の会議において、災害対策特別委員会、沖繩及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会、東日本大震災復興特別委員会、原子力問題特別委員会を設置することを議決し、また、国の統治機構に関する調査会、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会を設置することを議決し、同日会議休憩後議長山崎正昭君は、特別委員及び調査会委員を指名し、これを同日付の参議院公報に掲載した。

参照 一三三三号

一一八 特別委員及び調査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する

特別委員及び調査会委員は、特別委員会及び調査会設置当日の各会派の所属議員数の比率によりこれ

を各会派に割り当てるのを例とし、議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を特別委員又は調査会委員に指名する。

また、各会派割当数の変更については、常任委員等の割当変更の基準（第八十六回国会閉会後昭和五十三年十二月二十一日の議院運営委員会理事会決定）によるのを例とする。

なお、次のような例がある。

第六十四回国会 昭和四十五年十二月四日、議長は沖縄及び北方問題に関する特別委員会（十一月二十四日設置）の委員について、日本社会党所属委員一人の辞任を認め、委員の割当てのない第二院クラブ所属の沖繩選出議員喜屋武眞榮君を同特別委員に指名した（同日の議院運営委員会理事会において、日本社会党割当ての委員中一人を第二院クラブ所属の喜屋武眞榮君に当てたいとの日本社会党の申出が承認された）。

以後、同君は同特別委員会が設置された際には、日本社会党所属委員に代わって、しばしば特別委員に指名された。

参照 一一四号、一二二号、一二二号

## 一二九 委員の辞任の許可及びその補欠の指名は、会派からの申出により議長が行う

常任委員及び特別委員の辞任の許可及びその補欠の指名は、会派からの申出により議長がこれを行う。この場合、議長は、議院運営委員会において決定した委員変更の取扱い（同一議員の委員の変更は一日一回限りとする）に基づき、委員の補欠として指名された議員については、指名の当日はその委員の辞任を許可せず、委員の辞任を許可された議員については、辞任の当日は再びその辞任した委員に指名しない。

なお、通常選挙後初めて召集される国会において新たに常任委員の指名が行われた場合（補欠選挙等により当選した議員の指名が行われた場合を含む）又は特別委員会の設置に伴い新たに特別委員の指名が行われた場合、指名の当日は、議長は、その委員の辞任を許可しない。調査会委員の委員変更については、常任委員及び特別委員の例による。

（注）第二十四回国会昭和三十一年二月二十日議院運営委員会において、委員の辞任及び補欠の取扱いにつき、次の決定があった。

常任委員又は特別委員の辞任及び補欠の件は、当分の間、本委員会に諮ることなく、左の基準によってこ

れを処理すべきものとし、なお、委員変更の通知を受けた当該委員長は、委員会にその旨を報告すること。

一、同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする。

二、委員の変更時点は、事務局において会派からの届出を受理した時とする。

なお、同月二十一日同委員会理事会において、右決定の取扱いにつき、常任委員の第一種委員及び第二種委員は、それぞれ別個に取り扱う旨の決定があった。

参照 一一〇号—一二三号、一二六号

## 第二節 委員会及び調査会

### 一三〇 議院の会議中に委員会又は調査会を開会するには、あらかじめ議長の許可を受けることを要する

議院の会議中に委員会又は調査会を開会するには、あらかじめ議長の許可を受けることを要する。この場合、議長は議院運営委員会理事会に諮るのを例とする。重要議案が上程されるとき、又は本会議の定足数を欠くおそれがあるとき等には、全部又は一部の委員会又は調査会に対して、開会の許可を



与えず、又は許可を取り消すことがある。

なお、議院の会議において、議長が委員会の開会停止を宣告したことがある。その例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月二十五日の会議において、副議長松嶋喜作君は、会議中委員会全部の開会を停止する旨を宣告した。

参照 二四一号

### 一三一 公聴会の開会及び委員派遣の承認については、議長は、

議院運営委員会理事会に諮った後、これを決定するのを

例とする

委員会及び調査会から公聴会開会承認要求書又は委員派遣承認要求書が提出されたときは、議長は、その承認について議院運営委員会理事会に諮った後、これを決定するのを例とする。

### 一三三二 議長は、必要に応じ委員会に出席し発言する

議長は、議院運営委員会に出席するのを例とし、必要に応じ発言するが、他の委員会又は調査会にも出席し発言することができる。

議院運営委員会以外の委員会に議長が出席し発言した主な例は、次のとおりである。

第五回国会閉会后 昭和二十四年六月二日議長松平恒雄君は、懲罰委員会に出席して議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件について発言した。

第七回国会 昭和二十五年四月四日議長佐藤尚武君は、懲罰委員会に出席して議員小川友三君懲罰事犯の件について発言した。

参照 四七七号、四七八号

### 一三三三 特別委員会の設置に関する例

特別委員会は、議院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査又は調査するため、会期の始めに又は必要の都度設置するのを例とする。

特別委員会の設置は、議院運営委員会に諮った後、議院の会議において、議長の発議又は議員の動議により、設置の目的、委員数及び委員会の名称を明示して議決するのを例とする。  
従来設置された特別委員会は、次のとおりである。

(一) 議案の審査のため設けられたもの

皇室経済法施行法案特別委員会（第一回国会 委員二十人）

平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（第十二回国会 委員三十五人）

期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案特別委員会（第十五回国会閉会後の

参議院緊急集会 委員二十五人）

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会（第十九回国会 委員二十五人）

日米安全保障条約等特別委員会（第三十四回国会 委員三十五人）

国際労働条約第八十七号等特別委員会（第四十三回国会及び第四十四回国会 委員各二十人、第四十六回国

会及び第四十八回国会 委員各二十五人）

日韓条約等特別委員会（第五十回国会 委員四十人）

沖繩返還協定特別委員会（第六十七回国会 委員四十人）

行財政改革に関する特別委員会（第九十五回国会 委員三十五人）

第九章 委員会及び調査会 第二節 委員会及び調査会 (一三三、一三三)

- 行政改革に関する特別委員会（第百回国会 委員三十五人）
- 補助金等に関する特別委員会（第百二回国会 委員三十人）
- 補助金等に関する特別委員会（第百四回国会 委員三十人）
- 日本国有鉄道改革に関する特別委員会（第百七回国会 委員三十五人）
- 国際連合平和協力に関する特別委員会（第百十九回国会 委員四十五人）
- 世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会（第百三十一回国会 委員四十人）
- 海洋法条約等に関する特別委員会（第百三十六回国会 委員三十人）
- 日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会（第百四十回国会 委員三十五人）
- 国旗及び国歌に関する特別委員会（第百四十五回国会 委員二十五人）
- 個人情報保護に関する特別委員会（第百五十六回国会 委員三十五人）
- 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会（第百五十六回国会 委員四十五人）
- 行政改革に関する特別委員会（第百六十四回国会 委員三十五人）
- 教育基本法に関する特別委員会（第百六十五回国会 委員三十五人）
- 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会（第百八十回国会 委員四十人）
- 国家安全保障に関する特別委員会（第百八十五回国会 委員三十人）

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（第百八十九回国会 委員四十五人）  
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会（第百九十二回国会 委員四十五人）  
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会（第百九十三回国会 委員二十五人）

(二) 議案の審査及び特定事項の調査のため設けられたもの

災害対策特別委員会（第二十九回国会 委員二十人）

税制問題等に関する特別委員会（第百十六回国会 委員四十五人）

臓器の移植に関する特別委員会（第百四十回国会 委員三十五人）

郵政民営化に関する特別委員会（第百六十二回国会及び第百六十三回国会 委員各三十五人）

日本国憲法に関する調査特別委員会（第百六十六回国会 委員三十五人）

(三) 特定事項調査のため設けられたもの

在外同胞引揚問題に関する特別委員会（第四回国会乃至第十二回国会 委員各二十人）

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会（第十五回国会 委員十七人、第十六回国会 委員十六人）

選挙法改正に関する特別委員会（第五回国会乃至第七回国会 委員各二十七人）

公職選挙法改正に関する特別委員会（第十回国会乃至第十二回国会 委員各二十五人、第四十一回国会乃至

第五十二回国会、第五十五回国会乃至第九十五回国会 委員各二十人、第九十六回国会乃至第九十八回国会 委

員各二十五人)

電力問題に関する特別委員会(第七回国会乃至第十二回国会 委員各三十人)

水害地緊急対策特別委員会(第十六回国会 委員二十五人)

風水害緊急対策特別委員会(第十七回国会 委員二十五人)

風水害対策特別委員会(第三十三回国会 委員三十人)

災害対策特別委員会(第四十一回国会乃至第五十二回国会、第五十五回国会乃至第四百四回国会、第六百六回国会乃至

第四百三十六回国会、第五百二十八回国会乃至第二百八回国会 委員各二十人)

オリンピック準備促進特別委員会(第四十回国会乃至第四十六回国会 委員各二十人)

科学技術振興対策特別委員会(第四十回国会乃至第五十二回国会、第六十一回国会乃至第九十八回国会 委員

各二十人)

エネルギー対策特別委員会(第四十一回国会 委員二十人、第九十一回国会乃至第九十八回国会 委員各二十

五人、第九十九回国会乃至第四百四回国会 委員各二十人)

石炭対策特別委員会(第四十二回国会乃至第四十九回国会 委員各二十五人、第五十回国会乃至第五十二回国会、

第五十五回国会乃至第六十二回国会 委員各二十人)

産業公害対策特別委員会(第四十八回国会乃至第五十二回国会 委員各二十人)

産業公害及び交通対策特別委員会（第五十五回国会乃至第六十回国会 委員各二十五人、第六十一回国会及び第六十二回国会 委員各二十人）

公害対策特別委員会（第六十三回国会乃至第六十八回国会 委員各二十人―第六十八回国会昭和四十七年三月十日公害対策及び環境保全特別委員会と改称）

五日公害対策及び環境保全特別委員会（第六十九回国会乃至第九十回国会 委員各二十人）

交通安全対策特別委員会（第六十三回国会乃至第九十回国会、第二百二十九回国会及び第三百十回国会 委員各二十人）

物価等対策特別委員会（第四十九回国会乃至第五十二回国会、第五十五回国会乃至第九十八回国会 委員各二十人）

沖繩問題等に関する特別委員会（第五十五回国会乃至第五十八回国会 委員各二十五人―第五十八回国会昭和四十三年三月三十日沖繩及び北方問題等に関する特別委員会と改称）

沖繩及び北方問題に関する特別委員会（第五十九回国会及び第六十回国会 委員各二十五人、第六十一回国会乃至第六十五回国会 委員各二十人、第六十六回国会 委員二十五人、第六十七回国会及び第六十八回国会 委員各四十人、第六十九回国会乃至第九十一回国会、第九十四回国会乃至第四百回国会、第六百六回国会乃至第三百六十八回国会乃至第六百六十六回国会、第六百六十八回国会乃至第三百七回国会 委員各二十人）

ロッキード問題に関する調査特別委員会（第七十七回国会乃至第八十七回国会 委員各二十五人―第八十七回国会昭和五十四年一月三十一日航空機輸入に関する調査特別委員会と改称）

航空機輸入に関する調査特別委員会（第八十八回国会乃至第九十三回国会 委員各二十五人）

公害及び交通安全対策特別委員会（第九十一回国会乃至第九十八回国会 委員各二十五人）

安全保障及び沖繩・北方問題に関する特別委員会（第九十二回国会及び第九十三回国会 委員各二十五人）

安全保障特別委員会（第九十四回国会乃至第九十八回国会 委員各二十五人）

科学技術特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会、第六百六回国会乃至第三百二十六回国会、第三百二十八回国会乃至第四百四十一回国会 委員各二十人）

環境特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会、第六百六回国会乃至第三百二十六回国会、第三百二十八回国会乃至第四百四十一回国会 委員各二十人）

選挙制度に関する特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会、第六百六回国会乃至第三百二十七回国会及び第三百三十二回国会 委員各二十五人、第三百三十三回国会乃至第三百三十六回国会、第三百三十八回国会乃至第四百四十一回国会 委員各二十人、第四百四十七回国会乃至第五百十回国会 委員各三十五人―第三百二十一回国会平成三年八月二十一日政治改革に関する特別委員会と改称 委員四十五人、第三百二十六回国会平成五年四月二十八日政治改革に関する特別委員会と改称 委員三十五人、第五百十回国会平成十二年十一月十日政治倫理の確立及び選挙制



度に関する特別委員会と改称 委員三十五人)

対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会 (第百四回国会 委員二十五人)

土地問題等に関する特別委員会 (第百十回国会乃至第百十四回国会、第百十六回国会、第百十九回国会乃至第百二十六回国会 委員各三十人)

税制問題等に関する調査特別委員会 (第百十三回国会 委員四十五人)

リクルート問題に関する調査特別委員会 (第百十四回国会 委員三十人)

証券及び金融問題に関する特別委員会 (第百二十一回国会 委員三十五人)

国会等の移転に関する特別委員会 (第百二十一回国会乃至第百二十六回国会、第百二十八回国会 委員各十人、

第百三十三回国会乃至第百三十六回国会、第百三十八回国会乃至第百五十六回国会 委員各二十人)

国際平和協力等に関する特別委員会 (第百二十一回国会乃至第百二十三回国会 委員各四十五人)

政治改革に関する特別委員会 (第百二十八回国会乃至第百三十一回国会 委員各三十五人)

地方分権に関する特別委員会 (第百二十八回国会乃至第百三十回国会 委員各二十人)

規制緩和に関する特別委員会 (第百二十八回国会乃至第百三十回国会 委員各二十五人)

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会 (第百三十一回国会及び第百三十二回国会 委員各二十五人、第百三十三回国会乃至第百三十六回国会、第百三十八回国会及び第百三十九回国会 委員各二十人)

中小企業対策特別委員会（第百三十一回国会乃至第百三十六回国会、第百三十八回国会及び第百三十九回国会  
委員各二十人、第百四十六回国会 委員四十五人）

宗教法人等に関する特別委員会（第百三十四回国会 委員三十五人）

金融問題等に関する特別委員会（第百二十六回国会 委員三十五人）

行財政改革・税制等に関する特別委員会（第百二十九回国会乃至第百四十九回国会 委員各四十五人）

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会（第百四十二回国会 委員二十五人）

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会（第百四十三回国会乃至第百五十回国会 委員各四十五人、第  
百五十一回国会乃至第百六十回国会 委員各二十五名）

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会（第百四十三回国  
会 委員三十五人）

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会（第百四十五回国会 委員四十五人）

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会（第百五十一回国会乃至第百六十六回国会、第百六十八  
回国会乃至第百八回国会 委員各三十五人）

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（第百五十七回国会 委員四十  
人）

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会（第百五十九回国会乃至第百六十三回国会 委員各四十人）

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会（第百五十九回国会乃至第百六十六回国会、第百六十八回国会乃至第百二十八回国会 委員各二十人）

政府開発援助等に関する特別委員会（第百六十四回国会乃至第百六十六回国会、第百六十八回国会乃至第百七十七回国会 委員各三十人）

消費者問題に関する特別委員会（第百七十一回国会乃至第百八十八回国会、第百九十二回国会乃至第百九十九回国会 委員各二十五人、第百八回国会 委員二十人）

東日本大震災復興特別委員会（第百七十七回国会乃至第百八十八回国会、第百九十二回国会乃至第百七回国会 委員各四十人、第百八回国会 委員三十五人）

原子力問題特別委員会（第百八十四回国会乃至第百八十八回国会 委員各二十五人）  
地方創生に関する特別委員会（第百八十七回国会 委員二十五人）

地方・消費者問題に関する特別委員会（第百八十九回国会乃至第百九十一回国会 委員各三十人）  
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会（第百八十九回国会乃至第百九十一回国会 委員各四十人）

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会（第百七回国会乃至第百七回国会 委員各二十五人）

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会（第二百八回国会 委員二十五人）  
地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会（第二百八回国会 委員二十人）

（四） 総合的、長期的調査のため設けられたもの

国民生活・経済に関する調査特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会 委員各三十人）  
外交・総合安全保障に関する調査特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会 委員各三十人）

（五） 請願及び陳情の審査のため設けられたもの

在外同胞引揚問題に関する特別委員会（第一回国会及び第二回国会 委員各二十五人、第三回国会 委員二十人）

（六） 弔詞案又は賀詞案起草のため設けられたもの

弔詞案起草に関する特別委員会（第十回国会 委員二十四人、第四百十四回国会 委員二十三人）  
立太子の礼及び成年式につきたてまつる賀詞案起草特別委員会（第十五回国会 委員二十四人）  
賀詞案起草に関する特別委員会（第百十九回国会、第百二十四国会、第百九十八回国会及び第二百三回国会 委員各二十五人）

参照 一二七号、一二八号、一七九号―一八三号、二二八号、五〇二号、五一〇号、五一一号、五一六号、五二〇号、五三二号、五三三号

## 一三四 調査会の設置に関する例

調査会は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において設置するのを例とする。

調査会の設置は、議院運営委員会に諮った後、議院の会議において、議長の発議により、設置の目的、委員数及び調査会の名称を明示して議決する。

調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。

(注) 第百三回国会昭和六十年十一月二十日の参議院改革協議会の答申に基づき、第百四回国会昭和六十一年五月二十二日の議院運営委員会において決定された調査会の設置及び運営に関する基準は次のとおりである。

- 1 当面設置する調査会の数は三とする。
- 2 調査会は、国政の基本的事項について、その対策樹立に資するため、専ら長期的、総合的調査を行うものとする。
- 3 具体的な調査項目の選定は、当該理事会の協議による。
- 4 調査に当たっては、公聴会の開催、参考人からの意見聴取、委員派遣による現地調査及び委員相互間の自由討議を積極的に行い、小委員会制度を活用する。なお、政府側の出席は、必要に応じて求める

ものとする。

5 調査会は、継続調査の議決を経た上で閉会中も活動するものとする。

6 調査会は、毎年、調査に関する中間報告書を議長に提出し、公表するものとする。

7 調査会長の在任期間については、調査会の性格を十分配慮するものとする。また、常任委員長、特別

委員長と同格とする。

8 調査会の種類は、通常選挙ごとに見直すものとする。

調査会を設置した例は、次のとおりである。

第百六回国会（第十四回通常選挙後） 昭和六十一年七月二十二日の会議において、議長藤田正明君の発議により、外交・総合安全保障に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員三十人から成る「外交・総合安全保障に関する調査会」、国民生活に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員三十人から成る「国民生活に関する調査会」及び産業・資源エネルギーに関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「産業・資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した。

第百十五回国会（第十五回通常選挙後） 平成元年八月七日の会議において、議長土屋義彦君の発議により、外交・総合安全保障に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員三十人から成る「外

交・総合安全保障に関する調査会」、国民生活に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員三十人から成る「国民生活に関する調査会」及び産業・資源エネルギーに関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「産業・資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した。

第二百二十四回国会（第十六回通常選挙後）平成四年八月七日の会議において、議長原文兵衛君の発議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、国民生活に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活に関する調査会」及び産業・資源エネルギーに関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「産業・資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した。

第三百三十三回国会（第十七回通常選挙後）平成七年八月四日の会議において、議長斎藤十朗君の発議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」及び行財政機構及び行政監察に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「行財政機構及び行政監察に関する調査会」を設置することを議決した。

第四百十三回国会（第十八回通常選挙後） 平成十年八月三十一日の会議において、議長斎藤十朗君の發議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「共生社会に関する調査会」を設置することを議決した。

第五百十二回国会（第十九回通常選挙後） 平成十三年八月七日の会議において、議長井上裕君の發議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「共生社会に関する調査会」を設置することを議決した。

第百六十一回国会（第二十回通常選挙後） 平成十六年十月十二日の会議において、議長扇千景君の發議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、経済・産業・雇用に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「経済・産業・雇用に関する調査会」、少子高齢社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「少子高齢社会に関する調査会」を設置することを議決した（第二



十回通常選挙後最初に召集された第百六十回国会において、調査会は設置されなかった。

第百六十八回国会（第二十二回通常選挙後）平成十九年十月五日の会議において、議長江田五月君の発議により、国際問題及び地球温暖化問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際・地球温暖化問題に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、少子高齢化・共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「少子高齢化・共生社会に関する調査会」を設置することを議決した（第二十二回通常選挙後最初に召集された第百六十七回国会において、調査会は設置されなかった）。

第百七十六回国会（第二十二回通常選挙後）平成二十二年十一月十二日の会議において、議長西岡武夫君の発議により、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際・地球環境・食糧問題に関する調査会」、国民生活・経済・社会保障に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済・社会保障に関する調査会」、共生社会・地域活性化に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「共生社会・地域活性化に関する調査会」を設置することを議決した（第二十二回通常選挙後最初に召集された第百七十五回国会において、調査会は設置されなかった）。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後）平成二十五年八月七日の会議において、議長山崎正昭君の発議により、立法院、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国の統治機構に関する調査会」、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会」を設置することを議決した。また、第百八十九回国会平成二十七年一月二十六日の会議において、議長山崎正昭君の発議により、国際経済・外交に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際経済・外交に関する調査会」を設置することを議決した。

第百九十二回国会（第二十四回通常選挙後）平成二十八年九月二十六日の会議において、議長伊達忠一君の発議により、国際経済・外交に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際経済・外交に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、原子力等エネルギー・資源に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した（第二十四回通常選挙後最初に召集された第百九十一回国会において、調査会は設置されなかった）。

第二百回国会(第二十五回通常選挙後) 令和元年十月四日の会議において、議長山東昭子君の発議により、国際経済・外交に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際経済・外交に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、原子力等エネルギー・資源に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した(第二十五回通常選挙後最初に召集された第九十九回国会において、調査会は設置されなかった)。

(注) 第九十九回国会以後第百四回国会まで、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため「国民生活・経済に関する調査特別委員会」が、また、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため「外交・総合安全保障に関する調査特別委員会」が毎国会設置されていた。

参照 一二七号、一二八号、五〇八号

## 一三五 特別委員会の目的及び名称を変更し又は委員数を増加した例

特別委員会の目的及び名称を変更し又は委員数を増加したことがある。その例は次のとおりである。

### (一) 目的及び名称を変更した例

第五十八回国会 昭和四十三年三月三十日の会議において、議長重宗雄三君の發議により、昭和四十二年十二月二十七日沖繩その他の固有領土に関する対策樹立に資するため設置した沖繩問題等に関する特別委員会の目的を「沖繩及び北方問題並びにその他の固有領土に関する対策樹立に資するため」と改め、その名称を「沖繩及び北方問題等に関する特別委員会」と改めることを議決した。

第六十八回国会 昭和四十七年三月十五日の会議において、議長河野謙三君の發議により、昭和四十六年十二月二十九日公害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため設置した公害対策特別委員会の目的を「公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため」と改め、その名称を「公害対策及び環境保全特別委員会」と改めることを議決した。

第八十七回国会 昭和五十四年一月三十一日の会議において、議長安井謙君の發議により、昭和五

十三年十二月二十二日ロッキード問題に関し徹底的に調査し、その真相を解明するため設置したロッキード問題に関する調査特別委員会の目的を「航空機輸入に関し徹底的に調査し、その真相を解明するため」と改め、その名称を「航空機輸入に関する調査特別委員会」と改めることを議決した。

第一百五十回国会 平成十二年十一月十日の会議において、議長井上裕君の発議により、同年九月二十一日選挙制度に関する調査のため設置した選挙制度に関する特別委員会の目的を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため」と改め、その名称を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」に改めることを議決した。

(二) 目的及び名称を変更し、委員数を増加した例

第二百一十回国会 平成三年八月二十一日の会議において、議長土屋義彦君の発議により、同月五日選挙制度に関する調査のため設置した選挙制度に関する特別委員会（二十五人）の目的を「政治改革に関する調査のため」と改め、その名称を「政治改革に関する特別委員会」と改め、委員の数を四十五人に増加することを議決した。

第二百二十六回国会 平成五年四月二十八日の会議において、議長原文兵衛君の発議により、同年一月二十二日選挙制度に関する調査のため設置した選挙制度に関する特別委員会（二十五人）の目

的を「政治改革に関する調査のため」と改め、その名称を「政治改革に関する特別委員会」と改め、委員の数を三十五人に増加することを議決した。

### 一三六 調査のため設けられた特別委員会に、これに関連する調査を議院の議決により併せ付託した例

第十六回国会 昭和二十八年六月三十日の会議において、議長河井彌八君の發議により「今回の九州その他の地方の豪雨による被害並びに過般の西日本一帯の水害を調査し、その対策樹立に資するため」委員二十五人から成る水害地緊急対策特別委員会を設置することを議決した。

同年七月二十日の会議において、相馬助治君の動議により「同月十八日の和歌山県を中心とした豪雨による被害に対する緊急対策樹立に資するための調査」及び「九州地方のその後の水害の調査」を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託することを議決した。

同年八月七日の会議において、松浦定義君の動議により「先般北海道を襲った豪雨による被害に対する緊急対策樹立に資するための調査」を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託することを議決した。

同年八月十日の会議において、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を各委員長要求のとおり議決した後、小笠原二三男君の動議により、水害地緊急対策特別委員会については、閉会中災害につき議長が必要と認めた場合、これに対する緊急対策樹立に資するための調査を併せ付託することを議決した。議長河井彌八君は、この議決に基づき、閉会后「八月十五日の京都府、滋賀県及び三重県の豪雨による被害に対する緊急対策樹立に資するための調査」を同月十七日付託し、また「台風第十三号による被害に対する緊急対策樹立に資するための調査」を同年九月二十八日付託した。

参照 一八二号、一八三号

### 一三七 特別委員会の消滅時期

特別委員会は、付託された案件が議院で議決されるまで存続するが、会期中に付託された案件の審査又は調査を終わらなかつた場合は、会期の終了と同時に消滅する。ただし、議院の議決により継続審査又は継続調査を行った場合は、次の国会の開会と同時に消滅する。

(注) 第一回国会昭和二十二年十二月三日の議院運営委員会において、特別委員会が会期中に審査又は調査を終わ

らなかつた場合の消滅時期につき、また、第二回国会閉会后昭和二十三年十月九日の議院運営委員会において、特別委員会が継続審査又は継続調査を行つた場合の消滅時期につき、それぞれその旨の決定があつた。

参照 一三八号

### 第三節 委員会及び調査会の継続審査及び継続調査

#### 一三八 委員会及び調査会が閉会中もなお審査又は調査を行うには、議院の議決を要する

常任委員会、特別委員会及び調査会から、特定の案件について閉会中もなお審査又は調査を行うため、継続審査又は継続調査の要求書が提出されたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会理事會に諮つた後、議院の會議においてこれを議決する。

継続審査又は継続調査の議決は、会期終了日又は当日會議が招集されない場合はその前日の議院の會議においてこれを行うのを例とする。ただし、会期終了日の前々日又は三日前に議決を行ったことがある。その例は次のとおりである。



会期終了日の前々日 第四十四回国会（会期終了日及びその前日にも会議は開かれた。）

第二百二十三回国会（以後会議は招集されなかった。）

第三百三十二回国会（以後会議は招集されなかった。）

第四百四十七回国会（以後会議は招集されなかった。）

第六百六十四回国会（以後会議は招集されなかった。）

第八百八十六回国会（以後会議は招集されなかった。）

第九百八十九回国会（以後会議は招集されなかった。）

第九百九十三回国会（以後会議は招集されなかった。）

第九百九十六回国会（以後会議は招集されなかった。）

会期終了日の三日前 第六百六回国会（以後会議は招集されなかった。）

第九百十五回国会（以後会議は招集されなかった。）

（注）第八十三回国会及び第二百二回国会においては会期終了日に会議を招集したが、会期終了日の前日に継続審査及び継続調査の議決を行った（ただし、会期終了日の会議は開かれなかった）。

また、第二十六回国会においては、継続審査及び継続調査の議決後会期が一日間延長された（会期終了日にも会議は開かれた）。第九十一回国会においては、九日間の会期延長議決を行うとともに、同日継

続審査及び継続調査の議決を行った（以後会議は招集されなかった）。第百九十二回国会においては、継続審査及び継続調査の議決後会期が三日間延長された（以後会議は招集されなかった）。

なお、本院に予備審査のため送付された議案について閉会中もなお審査を行うには、衆議院において継続審査を行うことに決したものに限る。

参照 一三七号、一七三号、一八五号、一八六号、一九九号、二二八号、二三〇号、三〇二号、四八四号

## 一三九 継続審査に決した議案につき、その後会期が延長されたため、委員会における審査を終了し、議院の会議に付した例

第二十六回国会 昭和三十二年五月十八日（会期終了予定日）の会議において、水道法案は委員会の審査を閉会中も継続することに決したが、同日会期が一日間延長されたため、翌十九日社会労働委員会はこれを審査し可決報告書を提出した。よって議長は、同日の会議において、同案の議事日程追加を議院に諮り、これを会議に付し可決した。

## 一四〇 衆議院送付の条約を継続審査に付した例

第五十一回国会 昭和四十一年六月二十七日の会議において、衆議院送付のアジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件は、外務委員長要求のとおり委員会の審査を閉会中も継続することに決した（同条約は第五十二回国会において、同年七月十八日本院承認、同月二十二日衆議院承認）。

参照 一六〇号

## 一四一 通常選挙が行われる閉会中においては、議案の継続審査は行わないのを例とする

第四十回国会以後、通常選挙が行われる閉会中においては、議案の継続審査は行わないのを例とする。ただし、第六十五回国会において、地方行政委員長から要求のあった地方自治法の一部を改正する法律案について継続審査の議決を行った。

## 一四二 衆議院の解散による閉会中においては、議案の継続審査 は行わない

衆議院の解散による閉会中においては、議案の継続審査は行わない。

なお、閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない。

(注) 第三十五回国会閉会後昭和三十五年十月十五日の議院運営委員会理事會において、衆議院解散の場合における各委員会の継続審査及び継続調査につき、国会の議決を要する案件の継続審査は要求できないが、調査事件の継続調査は要求できる旨の決定があつた。

なお、第百四十七回国会平成十二年五月三十日の議院運営委員会理事會において、決算委員会は、衆議院の解散による閉会中、決算の継続審査の要求を行うことができる旨の決定があつた。

また、第七十八回国会昭和五十一年十一月二日の議院運営委員会理事會において、閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない旨の決定があつた。

一四三 継続審査及び継続調査を議決したときは、即日その旨を  
衆議院及び内閣に通知する

議院の会議において委員会及び調査会の継続審査及び継続調査を議決したときは、即日その旨を議長から衆議院議長及び内閣総理大臣に通知する。